

## 協働のまちづくり市民会議会議録

会議名称	第15回山口市協働のまちづくり市民会議
開催日時	平成20年7月13日（日曜日）午後1時～午後5時
開催場所	防災センター
公開・部分公開の区分	公開
出席者	辻正二委員、坂本俊彦委員、渡辺洋子委員、井出崎小百合委員、河村律子委員、國吉正和委員、藏本信江委員、曾田元子委員、豊川智恵委員、中村保男委員、中山美穂子委員、西村美紀委員、原田章子委員、原田雅代委員、平井多美子委員、福田嘉夫委員、若崎啓一委員（17人）
欠席者	清水春治委員、加藤結花委員、久保田美代委員、益田徳子委員、山根伊都子委員、山本貴広委員、山本豊委員（7人）
事務局	江藤協働推進課長、山田主幹、豊田主任主事、高橋主事（4人）
議題等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 あいさつ</li> <li>2 本日のプログラムの説明</li> <li>3 グループワーク</li> <li>4 グループ発表</li> <li>5 グループワークまとめ</li> <li>6 次回開催日程について</li> <li>7 その他</li> </ol>
内容	<p>【1 あいさつ】</p> <p>&lt;事務局&gt;          最初のあいさつ          本日の配布資料の確認          会議録署名委員の指名</p> <p>&lt;社会長&gt;          みなさん、こんにちは。本日は第15回目の市民会議になります。</p> <p>【2 本日のプログラムの説明】</p> <p>プログラムにありますように、今日は前回協議ができなかった残りの検討項目をできれば終えたいと思っています。終了予定は5時くらいとしていますが、もしかすると多少の延長があるかもしれません。その際は、ご家庭の事業等あるかと思しますので、途中退席されても構いません。よろしくお願ひします。</p> <p>7月25日に第16回の市民会議を開催する予定ですが、そのときには最終案を委員</p>

のみなさんに示す予定です。ですから、事実上、最終案に向けた協議は今日が最後となります。8月1日から最終案のパブリック・コメントを予定していますから、次回で最終案が出来上がることとなります。したがって、今日は非常に時間的に少ないのですが、集中して、みなさんと一緒に協議できればと思っております。

本日のプログラムの裏面をご覧ください。

前回は住民投票、議会について協議してもらいました。住民投票と議会について盛り込むかどうかということで、今回は盛り込まないということでまとまりました。

住民投票に関しては、各班で協議してもらった中でも、『まずは協働のまちづくりに市民に参加してもらうことが先決』や『アンケートやパブリック・コメントでも意見が出せる』といった意見も出ましたので、市民会議としては住民投票自体をこの条例の中に盛り込むのは、条例の趣旨に合わないということで、このような結果になりました。

議会に関しても、議会も議会基本条例について考えておられるというような話がありました。また、私たちの作っている条例は議会を包括した形のいわゆる自治基本条例というようなものを当初から目的にしてこなかったと思います。前回のみなさんの議論でも、議会についてはこの条例の中には盛り込まないということになりました。3班とも、これは協働のまちづくりについての条例であるということで意見が一致していました。

それと前回、市総務課文書担当から気づきを何点か出してもらい、私からも3点、気づきを出しています。それも今日の【資料2-1】に入れています。

前回の会議でも今日の会議でもお伝えしましたが、あと、今日を入れて最終案に向けての会議が2回しかありません。検討項目は、湯田フォーラム班は少し議論が進んだようですが、残りの2班は27項目残っていますので、今日の会議では終わらないかもしれないと思っています。ですから、残ったものはプロセス検討会議で検討するというので一任してもらい、まずは重要項目について今日は協議を進めたいと思います。

このあたりに関して、何かご意見はありますか。

《意見なし》

意見がないようでしたら、今日は優先的に協議してもらおう項目ということで、【資料2-2】に沿って協議したいと思います。

プロセス検討会議の中で、比較的簡単に回答ができるものをプロセス検討会案として示していますが、プロセス検討会案を示していないものは、重要度が非常に高く、委員のみなさんにじっくり協議してもらいたいところです。例えば、『参加・参画の文言の整

理』や『協働の定義』です。市に関する条文の語尾について、「～しなければならない」「～ものとする」「～努めなければならない」というような条文で統一するべきなのかということ、それから『第18条と第21条について』ですね。

それから私の気付きも、【資料2-1】にのせています。一つ目は、市の職員の地域づくりへの参加について、条文の中に盛り込むかどうか、二つ目は、渡辺副会長がよく言っておられるように、中学生でも分かるようにというこの条例の中で、第22条第2項の「自己研鑽」という少し難しい言葉を「自己啓発」のような言葉に修正する方が良いのではないかという提案です。三つ目は、条例の名称についてです。現在は「まちづくり基本条例」としていますが、この「まちづくり基本条例」という名称が故に、いわゆる自治基本条例と勘違いされてしまって、議会などを盛り込むかなどの議論が出てきます。ですから、最終案に向けてどういった名称にするかも考えてもらいたいと思います。

それから、中間案で共有できなかったものとして、「中間支援」もあります。そこも議論してもらえればと思います。

また、文書担当の気付きとして項目が出ていますが、これは専門家が見られての提案ですから、最終的にはプロセス検討会議で協議させてもらえればと思います。

ですから、今日のグループワークの中で考えてもらうのは、【資料2-2】の『プロセス検討会案がないもの』について、それから『会長の気付き』、『中間案で共有できなかったもの』になります。

それではグループワークに入りたいと思います。前回と同じように各地域フォーラムで担当された班で協議してもらいたいと思います。本日も、グループワークには私と副会長もグループの中に入ります。だいたい午後4時くらいまで協議していただければと思います。各グループで適宜休憩を取って、協議を行ってください。

それでは、よろしくお願ひします。

### 【3 グループワーク】

～各グループで協議～

<社会長>

それでは時間になりましたので、各班から発表してください。各班7分くらいで、徳地フォーラム班からお願いします。

### 【4 グループ発表】

<徳地フォーラム班>

徳地フォーラム班です。

まず「参加」と「参画」について、私たちはこれについて、ある程度共通の認識を持っていると思います。「参加」はイベントに参加する、会議に「参加」するなど、行ってみようという感覚だと思っていて、「参画」というのは何か物事を行っていく上で、計画の段階から関わって一緒に作っていくという認識のもと、私たちは議論しました。

その中で、各条文を見直して、結論としては、第1条～第15条までは「参加」と表現し、第17条と第26条は「参画」と表現するということでまとめました。ただし「参加」については、あらためて定義に加えようということになりました。その定義で、「参加」の中に「参画」が含まれるということ謳った上で、条文の中で「参加」と「参画」を表現として分けていこうということになりました。

次に協働について、個人と団体を区別して定義する必要があるのかどうかという投げ掛けから話し合いをしました。協働については「様々な主体が相手の特性を理解し尊重して」という言葉で定義づけをしていたのですが、この「様々な主体」の中に、個人も組織も色々入っているので、ここは良いのではないかという話もありましたが、協働という定義を『市民と市又は市民同士が相互に相手の特性を理解し…』にするという、文書担当からの意見を盛り込めば良いのではないかということになりました。

それから、協働の定義の中の「対等」ということについても、私たちは協議しました。『対等』という言葉を取って残す必要があるのかということでしたが、最終的には残すということになりました。それはもしかすると私たちの思いの中で、いつも資金援助の問題があったりとか、市民と行政がお互いを理解していないという問題があったりして、一緒にやろうとしても前に進まなかったという経験から、私たちのメンバーの中に思いがあって、言葉がひっかかるかもしれないが、「対等」という言葉を取って残すということになりました。

もし「対等」という言葉があまりにもきついのであれば、第22条の職員の意識改革の項目にこのような、意識の改革を持たせるような表現を具体的に盛り込んでいくと良いのではという話になりました。協働については以上です。

市に関する条文については、語尾のところの問題になっていました。努力規定・義務規定について以前勉強したと思うのですが、第13条と第16条の部分が問題になっていたと思います。ここは、プロセス検討会案のとおりによれば良いという意見になりました。

それと、第20条第2項で気がついたことがありました。第20条第2項で、「幅広い分野から人材を登用するとともに、」という文言がありますが、「登用するとともに、」ではなく、「登用することにより、」と修正してはどうかということになりました。これは、

前からそういう話もあったようなのですが、この言葉に戻したほうが良いのではないかという意見が出ていました。

それから、第24条の情報提供については、これも文書担当からの気付きがあった部分ですが、「努めるものとする」という語尾を「努めなければならない」というような強い表現にするということになりました。

次に第18条と第21条についてですが、第21条はそのまま残し、第18条を第17条第2項に統合するということになりました。そうすると、例えば、『市は、市民が市政に参画する権利を保障するため、参画機会の確保に努め、市民の意思が適切に反映されるよう行政運営を行なわなければならない』というようになります。今は全体で30条あるのですが、ひとつ条文が減って29条になります。

それから条例の名称ですが、これも会長の案のとおり、「協働のまちづくり条例」で良いということになりました。

最後に一番議論した中間支援についてです。まちづくりを進めていく上で中間支援組織というものは必要なのではないかと、これまで議論してきたと思うのですが、今日私たちの班でも敢えて強く議論しました。そして最終的には中間支援組織という具体的な名称は条文に出さないことになりました。ただし、解説の【意見等】や（仮称）山口市協働推進プランに私たちの思いを盛り込んでほしいと思います。中間支援組織がないと私たちは困るんだ、まちづくりというものが上手く運営できないんだということを書いて残した上で、条文には入れないということになりました。

以上、みなさん、熱い思いで再度議論していく上で、最初の頃は「これは絶対に必要だ」と思っていたことが、ここまで話し合いを進めていくうちに、自分たちの中で必要なものとそうでないものを段々と整理できて、気持ちの上でも譲り合いができ、まさに協働に進んでいるというなかたちで協議できていたと思います。以上です。

<名田島フォーラム班>

名田島フォーラム班です。

徳地フォーラム班と似た結果になったのですが、まず「参加」と「参画」については、条文を読む人のことを考えると、「参加」の中に「参画」が含まれているので、「参加」と「参画」を整理したほうがよいのではないかと、文書担当の提案を参考にして、前文～第15条の「参加」、「参画」を全て「参加」とし、第17条と第26条は、「参画」を残すことにしました。それと、第4条の市民の権利としての『まちづくりに参画する』という文章のところは、「参画」という言葉を削って、『市民は市の保有するまちづくりに関する情報の提供を受けるとともに、知る権利を有する。』という条文

に修正してはどうかということになりました。第17条と第26条に関して「参画」という言葉を使っているのは、「参加」の中の「参画」というものを特出しして明記するためです。

次に協働についてですが、第3条第2項は、市との補完性の原則について、第7条は環境の整備についての条文なので、修正はせずに、第6条だけを「市民と市、また市民と市民」と修正するということになりました。

次に市に関する条文についてですが、第13条の活動拠点の整備については「しなければならない」に変更し、第16条を含めその他の箇所については「するものとする」と変更してはどうかということになりました。

それから第18条と第21条についてですが、ここは徳地フォーラム班と一緒に第17条に入れたらどうかという話になりました。ただ、私たちの班では、第17条に第3項をつくって、「市は、市民の意思が適切に反映されるよう、行政運営を行わなければならない。」としてはどうかということになりました。

次に条例の名称についてですが、今回お休みの方も意見をくださって、色々な名称が出ました。わかりやすさとか、対象を明確にするということや、市民全員が関係することだということが分かるように、「市民協働のまちづくり条例」としてはどうかという結論になりました。

最後に中間支援についてですが、以前に議論したときは、これは本当に必要だということだったと思うのですが、この言葉を使うにはやはり定義が必要になります。そこで、班のみんなで、中間支援についてどういうイメージを持っているのかを協議したのですが、みんなの持っているイメージがきちんと言葉にできなくて、条文に盛り込むほど成熟できていないということで、中間支援という言葉が条文の中に盛り込むのを今回は見送ったほうが良いという結論になりました。

<湯田フォーラム班>

湯田フォーラム班です。

まず「参加」と「参画」についてですが、「参加」の中に「参画」は含まれるということになりました。そして、前文から第15条までと第26条は「参加」、第17条は「参画」と整理することになりました。第17条は市政に関することなので、市民が市政に「参加」というよりも「参画」、つまり市民と一緒に企画するという意味を持たせていこうということで、このようになりました。「参画」については、市民が企画立案していこうという思いが入っているので、第3、4条の【条文の趣旨】に、「参加」の中に「参画」に入っているということを詳しく説明したらどうかという案が出ました。

次に協働の定義についてですが、第2条の「様々な主体」に関しては、第2条第2項の「市民」の定義の中に各団体も含まれるとあるので、「様々な主体」を「市民と市、市民と市民」に修正しても良いのではないかとになりました。

次は市に関する条文です。第13条と第16条を「することができる」を「ものとする」と変更するということになりました。この「することができる」というのは、「しなくてもよい」と取られる弱いものなので、「ものとする」で軽い義務を表現しようということになりました。

それから第18条と第21条についてですが、第18条は第17条に入れて、第21条の目次の「行財政運営」を、「行政運営」と整理してはどうかということになりました。

次に会長からの気付きについてですが、条例の名称について、市職員の地域づくりへの参加について、「自己研鑽」という言葉についてですが、全て会長案に賛成で、条例の名称は「協働のまちづくり条例」という名称に変更したほうが良いのではないかと、市職員地域づくりへの参加については条文に含めたほうが良いのではないかと、「自己研鑽」は「自己啓発」と言い換えたほうが良いのではないかとということになりました。

最後に、中間支援についてです。これはかなり話し合った項目で、第7条、協働の環境づくりの第2項の【条文の説明】に「地域の総合的な拠点となる（仮称）地域交流センター設置予定」という文章がありますが、それを市だけがつくるのではなく、積極的に市民が参加しなければならないということで、第7条を「市民と市は…活動拠点の整備や中間支援組織・機能の整備に努めるものとする。」と修正するということになりました。このような文言を入れれば、第2項の（仮称）地域交流センター設置予定に関して、市民も（仮称）地域交流センター設置に参加できるのではないかとという案が出ました。

以上です。

#### 【5 グループワークまとめ】

<社会長>

ありがとうございました。

3班とも今日の課題のところを協議してもらったように思います。

「参加」、「参画」について、私の班では少し議論になったのですが、もともと「参加」という意味というのは、政治参加とか市民参加という言葉が出てきたときにはかなり積極的な意味合いを持っていました。男性中心の社会の中で、女性の職業参加をいうために、男女共同参画という言葉が使われました。それが今では少し複雑になってきました。

私たちは当初「参加・参画」と使っていたのですが、議論を進めていく中で、みなさ

ん、「参加」というものを中心にしながら、市政に「参画」という形で、整理できたと思います。

私自身はもともと「参画」という言葉を無理に使わなくても、「参加」の中に「参画」が含まれていると思っていました。今日の発表を聞いていまして、大体「参画」は「参加」の中に含まれるという意見で、「参画」を一部、市政に関する条文で残そうという形になっています。そのとおりだと思います。

次に協働についてですが、これは前回文書担当から提案されたものが実際に正しい解釈だろうと思います。市民と市、組織と組織という関係だけではなくて、この条例では「市民」という概念を広く取っていますから、そのあたりで協働というのは、「市民と市、市民と市民」という文言をいれたほうが良いのだと思います。

それから市に関する条文ですが、ここの部分は少し3つの班で意見が分かれているところです。私の中でもきちんと整理できておりませんので、プロセス検討会議で整理させてもらいたいと思います。少し義務規定的なニュアンスをつめていきたいと思いますという意見が出ていたと思います。

中間支援については、名田島フォーラム班の発表でもありましたように、中間支援の考え方がはっきりしていないのではないかと、市民の方があまり知らないのではないかとという意見と、湯田フォーラム班のように、(仮称)地域交流センターができるから、そこが中間支援の機能を果たすという意見がありました。そのあたりで、中間支援の必要性や、中間支援が果たす機能というものを明記するというのは、条文の中に入れなくても、【条文の説明】のところに残していくことはしたほうが良いのではないかと思います。

それから、私からの提案である市職員についての記述などは湯田班だけが言及されましたね。村おこしやまちづくりという部分で、80年代に行われたときの過疎地域のリーダーは市や村の職員でした。そういう意味では市役所の職員も市民であり、市のことについて非常に精通しているわけですから、その方たちも同時に市民のまちづくりに一市民として参加されるのは大事なことだと思います。ですから、文章として残したほうが良いと思いました。

それから「自己研鑽」についてですが、難しい言葉ですから、湯田フォーラム班が言われたとおり「自己啓発」に言い換えて修正したいと思います。

大体そんなところですね

みなさんに今日の予定のところをだいたい協議してもらいましたので、あとはプロセス検討会議に任せてもらいまして、次回の第16回市民会議で最終案を取りまとめたいと思います。場合によっては、若干今日整理できた中で、これは一本化できないということが残るかもしれませんが、大体今日でてきた中で整理させていただいて、取りまとめることができるのではないかと思います。

## 【6 次回開催日程について】

今後のスケジュールですが、8月1日から最終案のパブリック・コメントを行いますので、次回の会議で、最終案を固めなければなりません。プロセス検討会議で最終案を取りまとめさせてもらえればと思います。

次回ですが、会議の日時は、7月25日（金）の18時30分から21時、場所は山口総合支所の第10・11会議室です。

## 【7 その他】

そのほか、委員さんの方から何か質問や提案などありますか。

### <清水委員>

先日、自治会連合会の視察研修に行ってきました。他の市はどういったまちづくりをしているか、二箇所の先進地の取り組みを見てきました。

一つ目の自治体は、昭和55年ぐらいの早い時期から、地方分権とか地区分権ということに取り組んでいまして、昭和57年ぐらいからコミュニティセンターの自主運営をやっていました。中身は我々が今地域でやっているのとそう変わりないと思いました。進んでいるところもあるが、我々のほうが進んでいる点もあると思いました。そして危機管理についてはあまりしていないなという感じがしました。

もう一つの自治体では、最初から公民館活動自体を地域で運営しているようで、それが今では完全に定着して公民館長的な、コミュニティセンター長や事務局長も全て自分達でおられて、非常に参考になったと思います。しかし危機管理についてはまだまだだと思っています。危機管理については南部地区の方が進んでいると思います。また、このまちづくりの条例については、二箇所とも今からの段階ですので、この点では山口市の方が進んでいるという印象でした。

全体としては、やはりリーダーがしっかりしているところが良いまちづくりができていたなと思いましたので、この条例が出来たら、しっかりリーダーが育ってくれたら良いなと考えました。

以上、先日の視察研修の報告でした。

### <辻会長>

どうもありがとうございました。他に何かご意見等ございますか。

### 《意見なし》

それでは、最後に事務局から何かありますか。

	<p>&lt;事務局&gt;  本日協議できなかった項目の意見の受付について  アンケートのお願い  次回の市民会議開催について</p> <p>&lt;社会長&gt;  それでは、以上で今日の会議を終了いたします。みなさん、暑い中、本当にお疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>会議の経過を記載し、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">署名委員      井出崎 小百合</p> <p style="text-align: center;">署名委員      河村 律子</p>
<p>会議資料</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 レジユメ</li> <li>2 第15回プログラム（資料1）</li> <li>3 検討が必要な項目について（資料2-1）</li> <li>4 第15回市民会議で優先的に協議いただく事項（資料2-2）</li> <li>5 アンケート</li> </ol>
<p>問い合わせ先</p>	<p>自治振興部協働推進課協働推進担当  TEL 083-934-2965</p>